

令和3年度 第1回 川崎市指定介護保険事業者 集団指導講習会

【押印等の取扱いについて】



川崎市 健康福祉局 長寿社会部
高齢者事業推進課 事業者指導係

1 電磁的記録等について

令和3年4月基準条例改正において、介護サービス事業所が作成する書面のうち、基準条例において規定されているすべての書面は、書面に代えて、電磁的記録によることができることとなりました。

その際に、交付、説明、同意、承諾等に係る書類について電磁的記録等により行う場合には、相手方の承諾を得て行うこととしています。

2 押印について

基準条例等において、説明や同意が必要となる書面の説明や同意の方法（押印しなければならない等）については規定されておられませんので、**入居者等に説明したことや同意があったことが確認できれば差し支えありません**（①記名・押印、②署名、③説明や同意があったことを記録に残すなど）。

なお、押印の効力等については、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参照してください。

電磁的記録等
について

押印の廃止について

この2つの事柄は厳密
には別の話です。

2 各種書面の具体的な扱いについて

- 基準条例において規定されている書面（重要事項説明書やサービス計画書）については、押印は必須でないほか、電磁的方法によることも可能です。

なお、例えば重要事項説明書の場合、基準条例において、「入所者等に重要事項の説明を行い、サービスの提供に同意を得る」旨規定されており、引き続き入所者等への説明等は必要ですので、書面への署名、記名・押印又は記録に残す等により、実地指導の際に確認できるようにしてください。

2 各種書面の具体的な扱いについて②

- 基準条例において規定がない書面（領収書や契約書等）については、介護保険関係法令には、規定がありませんので、他法（民法や会計関係の法令など）の規定によります。他法に特段の規定がない場合には、「押印についてのQ&A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」のとおりとなります。

例えば・・・契約書の場合、上記QAにおいて、

問1. 契約書に押印をしなくても、法律違反にならないか。

- ・ 私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。
- ・ 特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。

⇒当事者間の合意があれば、押印は必須ではなく、署名などの方法によることも可能で解します。

3 市へ提出する申請書等の押印の原則廃止について

令和3年6月8日配信メール(事業者指定係)

タイトル :	●川崎市からのお知らせ●市へ提出する申請書等の押印の原則廃止について (お知らせ)
本文 :	<p>高齢者施設・介護保険事業者の皆さま 川崎市健康福祉局高齢者事業推進課からのお知らせです。</p> <p>※このメールに返信することは出来ません。</p> <p>日頃から、本市の高齢者福祉に御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。 さて、本市では、事業者の皆様各種申請等の手続において、利便性向上や負担軽減を図るために、令和3年4月1日から、市へ提出する申請書等への押印を原則廃止することとし、この度、整理させて頂きましたので、御案内をいたします。 なお、補助金交付申請書、有料老人ホーム経営状況報告書等、一部書類については引き続き押印が必要となりますので、御注意ください。</p> <p>詳細は、本市ホームページに掲載されている「押印を廃止する申請書等一覧」、「引き続き押印が必要な申請書等一覧」を参照してください。</p>

※「有料老人ホーム経営状況報告書」については、メール配信した際には押印が必要とご案内しておりましたが、現在は押印不要となっています。

● 本市ホームページの掲載場所

The screenshot shows the Kawasaki City homepage. At the top, there is a search bar with 'Google 検索' and a magnifying glass icon, which is highlighted with a red box. Below the search bar are navigation tabs: 'トップ', '暮らし・手続き', 'お知らせ イベント・募集', and '市の施設'. The breadcrumb trail indicates the current location: 'トップページ > 暮らし・手続き > 福祉・介護 > 高齢者・介護保険 > 介護保険制度 > 令和3年度 指導・監査関係情報 > 押印等の取扱いについて'. The main content area is titled '押印等の取扱いについて' and contains a list of PDF documents. A callout box on the right points to the search bar with the text: 「押印等の取扱いについて」と検索する.

川崎市 KAWASAKI CITY

Google 検索 検索 検索の使い方

文字の大きさ 拡大 標準

トップ 暮らし・手続き お知らせ イベント・募集 市の施設 事業者

現在位置： [トップページ](#) > [暮らし・手続き](#) > [福祉・介護](#) > [高齢者・介護保険](#) > [介護保険制度](#) > [令和3年度 指導・監査関係情報](#) > [押印等の取扱いについて](#)

押印等の取扱いについて

2021年9月3日
コンテンツ番号132370

介護サービス事業所と入居者等の間で取り交わす書面に係る押印等の取扱いについて

- 通知文、別紙1(PDF形式, 83.16KB)
- 別紙2(PDF形式, 350.97KB)
- (参考) 押印についてのQ&A (内閣府等) (PDF形式, 136.97KB)

令和3年度 指導

- 備蓄管理表のおける防護具について【新型コロナ】
- 押印等の取扱
- 介護事業所等 ウイルス感染防止
- 実地指導にお式】
- 養介護施設従

「押印等の取扱いについて」と検索する

○ホームページの掲載場所

『川崎市トップページ』⇒『暮らし・手続き』⇒『福祉・介護』⇒『高齢者・介護保険』⇒『介護保険制度』⇒『事業者入口』⇒『指導・監査関係』⇒『令和3年度 指導・監査関係情報』⇒『押印等の取扱いについて』

以上で終了です。

御清聴ありがとうございました。

